

基盤地図情報整備・更新に関する検討チームの設置（案）

地理空間情報活用推進会議事務局

1. 設置機関名（仮称）

基盤地図情報整備・更新に関する検討チーム

2. 設置目的

地理空間情報活用推進基本法により基盤地図情報は地理空間情報の位置の基準として定められ、地理空間情報活用推進施策の核としてその整備が求められており、地理空間情報活用推進基本計画では平成23年度までの概成が謳われている。

基盤地図情報の整備は、都市計画基図等の法定図書及び付図・図面（以下、「法定図書等」という。）を活用して行われるが、整備された基盤地図情報を基本法の規定に基づいて位置の基準として他の法定図書等に活用することにより、法定図書等の更新・高精度化が図られるとともに、各種の法定図書等との情報共有等の活用が促進される。（別紙）

このような基盤地図情報の整備・更新・活用の連携を図り、地理空間情報の活用を推進するためには、各種の法定図書等の整備を規定する法令を担当する各府省等との連携・協力が不可欠であることから、そのための関係府省間の実務調整を図ることを目的として本検討チームを設置する。

3. 設置時期

平成22年4月（GISワーキング開催時に構成員の募集を開始し、4月以後に設置を予定）

4. 必要な検討事項

- ① 基盤地図情報を含む法定図書等の整備主体や整備範囲の調査
- ② 法定図書等の整備における基盤地図情報の利用状況と利用における課題の抽出
- ③ 工事完成図その他の付図・図面データの活用
- ④ 地方公共団体等の基盤地図情報整備・更新の支援
- ⑤ 基盤地図情報の利活用に係る更新に利用可能な地理空間情報の位置的整合性の担保

5. 今後の進め方

平成22年度

- ① 各府省で整備（補助事業を含む）されている基盤地図情報項目を含む法定図書等に関する調査（アンケート、ヒアリング等）の実施。
 - ・整備及び管理の状況（整備概要及び管理の体制・仕組み、電子化状況、規模・面積及び精度、課題等）
 - ・一般への提供状況
- ② 基盤地図情報の効率的な集約の方策に関する検討。
- ③ コスト削減、更新等基盤地図情報整備の技術課題の検討。

平成23年度

①～③のフォローアップ。

④ 公共測量成果に該当しない建物に関する測量その他の局地的測量成果及び工事完成図その他の基盤地図情報項目を含む地図・図面データ等の利用の検討。

⑤ 基盤地図情報を位置の基準として作成した地理空間情報の更新・提供に関する調査・検討。

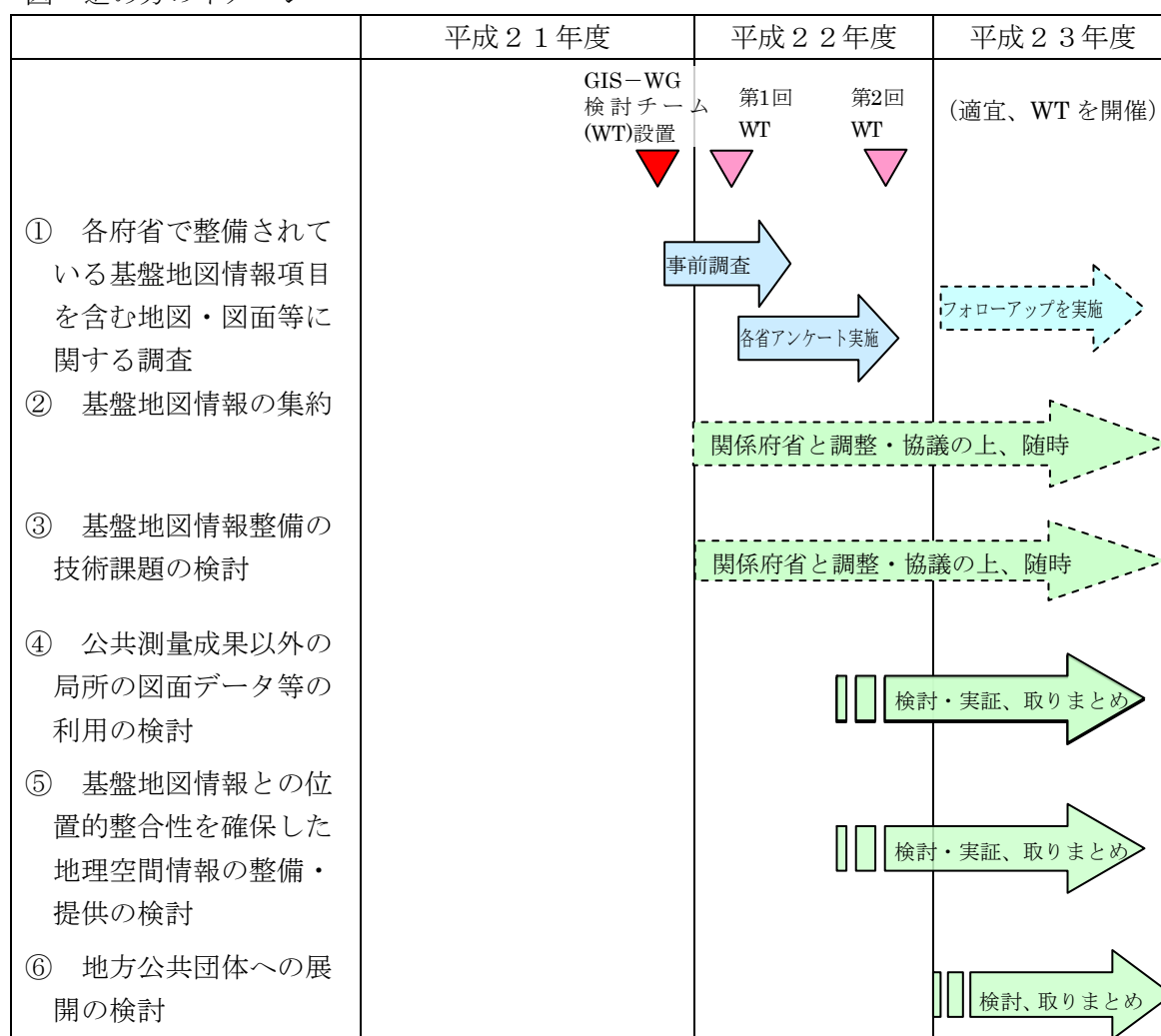
⑥ 地方公共団体への展開の検討

地方公共団体における地図・図面等の整備・公開、提供及び利活用の推進のための仕組みの検討。

平成24年以降

平成23年までの成果に関するフォローアップを実施。

図 進め方のイメージ



6. 達成される成果

①基盤地図情報の整備・提供における各府省間の相互連携・協力体制の確立

②地理空間情報の整備における法定図書等の費用の削減

③基盤地図情報の迅速な整備・更新・提供

④基盤地図情報の一元的提供

⑤基盤地図情報を位置の基準として整備した地理空間情報の提供・流通

7. 体制案

議 長 国土地理院企画部長
構成員 総務省自治行政局地域情報政策室長
農林水産省大臣官房情報評価課長
法務省民事局民事第二課地図企画官
国土交通省大臣官房技術調査課長
国土計画局参事官
総合政策局技術安全課長
土地・水資源局国土調査課長
海上保安庁海洋情報部技術・国際課長
事務局：国土地理院